

終連報甲第一三三七號

發 受 時 間
運 送 官 囑 託
一 〇 〇

昭和二十一年十一月二十五日
總 務 課

情	報
普	通

沖繩、朝鮮人のハワイ上りの歸國に關する在本邦瑞典
外交使節上りの口述書轉送の件

G H Q 發日本政府宛

(終連經由)

A G 三八三六 D S

A P 五〇〇・一九四六・一一・一八

沖繩人及朝鮮人伴房のハワイ領域より其の各自郷里に輸送方に關し並
に前記伴房の人名表四部瑞典外交使節より外務省に對し一九四六年十
月二十九日附 B B 一三三七 / 四六號口述書として同使節の要求により茲
に同封す

外交課長たる大使に代り

マツクス、W、ピシツブ

瑞典外交使節

参照BB 一三三七四六

口 述 書

在日本瑞典圈外使節は日本外務省に對して敬意を表すると同時にハワイ領オアフ島より最近其の各自郷里に轉送せられたる日本俘虜の一團に關しハワイ領に於ける日本の利益を代表する在ホノルル瑞典副領事館より受領せし人名表四部を茲に同封するの光榮を有す此の人名表に掲げられたる俘虜總員は五五四名なるが内四三九名は日本人の一團となし沖繩へ送還し、一一五名は朝鮮人として繼め朝鮮に輸送せり。一見全人員ともに多少相當の身体的不具となり居れり沖繩人は多くは長期間病院に收容し歩行充分の状態に回復せり。其の他の者は其の數十八名になるが未だ擔架を要す。二九二名の入院せざる沖繩人俘虜は沖繩人間の風土病とせらるゝフィラリアシス病に冒され居るものとして區別し而も該病は傳染性のものなるにつき之等病

人は隔離し不具傷病者として取扱へるものと共に撤去せしめたり

一一五名の朝鮮人は明かに健康体なり
前記各俘虜は一九四六年七月二十五日オアフ島を出發しメキシコ、ヴ
イリト、一號にて一九四六年八月六日頃沖繩に到着の豫定なりき

東京

一九四六年十月二十九日

東京

帝國外務省 御 中